

第十章 地租

地代に比例し地代の変動に応じて上下する地租は、実質的に地代への課税であり、地代を生まない土地や、地代を伴わない追加投資による産出には課税されないため、農産物の価格は動かず、負担はすべて地主に及ぶ。この意味でこの税は地代税に等しい。ところが、耕作されているすべての土地に課せば、たとえ穏当な水準であっても産出物に対する課税となり、農産物の価格を押し上げる。最後に耕作に加わった限界地は地代を支払っていないが、課税後は、税負担を埋め合わせるだけの農産物の価格上昇がなければ一般利潤率を確保できない。このため、資本は需要の強まりに応じて穀物価格が通常利潤をもたらす水準に達するまでその用途への投入を控えるか、すでに投下されていればより有利な用途へ移る。地主への転嫁はできない。そもそもその段階では地代を受け取つていなからである。この税は、土地の等級や収量に応じて按分すれば什一税と同じ性格になり、また、土地の良否にかかわらず耕作地一エーカー当たりの定額で課すこと

ともできる。

後者に当たるこの種の土地税は、税負担が著しく不均等で公平性を大きく欠き、アダム・スミスによれば、あらゆる税が従うべき租税の四原則のうち一つに反している。四原則は次のとおりである。

第一に、どの国でも、国民はそれぞれの負担能力に可能な限り比例する形で、政府の維持・運営に要する費用を負担すべきである。

第二に、国民一人一人の税負担は、当局の恣意に左右されではなく、税額とその根拠を明確に示したうえで、一定の基準に基づき前もって確定され、その額が確實に適用されるべきである。

第三に、各税は、納税者がそれを支払うのに最も都合のよいと見込まれる時期または方法で賦課されるべきである。

第四に、各税は、国庫にもたらす税収を上回つて生じる余分な負担を最小化するよう設計しなければならない。納税額以外に人々の懐から取り去られるものと、懐に入るのを妨げるものの双方を、最小限に抑えることが求められる。

土地の質を考慮しない一律の地税をすべての耕作地に課すと、最劣等地の耕作者が支

払う税額に見合うだけ穀物価格が引き上がる。同じ資本でも土地の質によつて収量は大きく異なる。一定の資本で一、〇〇〇クオーターを生む土地に一〇〇ポンドの税を課せば、その負担を回収するために価格は一クオーター当たり二シリング上がる。一方、同じ資本で二、〇〇〇クオーターを生む良地では、同じ二シリングの値上がりが総額で二〇〇ポンドに相当するのに、課税額はどちらの土地も一〇〇ポンドで同じである。結果として穀物の消費者は、国庫に入る税収とは別に、賃貸借期間中は良地の耕作者に年一〇〇ポンドを事実上移転し、その後は同額が地代の上昇として地主に移ることになる。

この種の税はアダム・スミスの第四原則に反し、人々の懐から取り上げる額の方が国庫にもたらされる歳入より多くなる。革命前フランスのタイユ税が典型で、課税は貴族以外の保有地に限られたため、農産物価格は税に応じて上がり、したがつて非課税地の所有者は地代の上昇によつて利益を得た。一方、農産物課税や什一税はこの欠点を避け、農産物の価格は押し上げるもの、最も生産性の低い土地を基準にするのではなく、各土地の実際の产出に比例して負担させる。

アダム・スミスは地代を独特の視点から捉え、どの国でも地代のかからない土地にも多額の資本が投下されていることに気づかなかつたため、地租や什一税、土地の生産物

への課税、さらには農場経営者の利潤への課税に至るまで、土地にかかるあらゆる税は、一般には名目上は小作人が立て替えるにすぎず、結局は常に地主が負担する、と結論づけた。彼は、土地の生産物への課税は実質的に地代への課税であり、農場経営者は年ごとの平均的な税負担を見積もって、その分だけ地主に支払う地代を減らすと述べる。確かに、農場経営者は地代の取り決めに際して想定されるあらゆる支出を織り込み、教会什一税や生産物課税が、農産物の相対価格の上昇で補えないなら、その分を地代から差し引こうとするだろう。だが、まさに問題は、それらが最終的に地代の減額に帰着するのか、それとも生産物の価格上昇によって補われるのかである。既に述べた理由から、これらの課税は生産物の価格を押し上げることは疑いない。したがって、この重要な論点でスミスは誤っていると結論づける。

スミス博士は、什一税などのこの種の地税を「外見上は完全に平等だが、実際には極めて不平等で、生産物の一定部分は状況によつて地代の非常に異なる部分に相当する」と述べたが、これはおそらく、この問題に関する彼の見解によるものである。これに対し、私は、当該税は農場主や地主の各階層に不均等な重荷とはならず、生産物の価格上昇が双方を補償するため、彼らは生産物の消費者としての分だけ税を負担するにとどま

ることを示そうとしてきた。むしろ賃金が影響を受け、賃金を通じて利潤率も影響を受ける結果、地主は本来負うべき負担から実質的に免れる。さらに、納税能力の乏しい労働者の負担分は資本の利潤から補填され、この部分は資本所得で暮らす者が専ら負担するため、地主には及ばない。

什一税や土地およびその產物への課税についての見解から、それらが耕作を妨げないと結論してはならない。広く需要のある財の交換価値を押し上げるあらゆるものは、耕作と生産の双方を阻害する傾向がある。こうした影響は課税全般に避けがたく伴う不利益であり、ここで取り上げている特定の税にだけ当てはまるものではない。

税には、国家が徴収して歳出に充てる以上、避けがたい不利益が付きまとつ。新たな税はそのたびに生産へ追加の負担を課し、自然価格を押し上げる。課税によつて、課税前には納税者の裁量にゆだねられていた国内の労働の一部が國家の裁量に移り、この部分が過大になると、通常貯蓄によつて国の資本を増やしている人々の努力を促すに足る余剰生産が残らなくなるおそれがある。とはいへ、自由な国で課税が資本を年々減らすほどに行われた例は、幸いこれまで存在しない。こうした水準の課税は長くは続かないし、仮に続けば国の年間生産を恒常的に吸い上げ、広範な困窮と飢餓を招き、人口も減

少する。

アダム・スミスは、英國の地租に見られるように、地区ごとに一定不变の基準で課す方式は、制定当初こそ公平でも、各地域における耕作の進歩や怠慢の差によつて時の経過とともに必ず不公平になると指摘した。イングランドでは、ウイリアムとメアリーの治世第四年に定められた評価は、導入当初からすでに著しく不均等であつた。したがつてこの税は、先に挙げた四つの原則の第一には適合せず、他の三つの原則には完全に合致する。完全に確実であり、税の納期は地代の支払期と同じなので、負担者にとってできるかぎり便利である。地主こそが常に実質的な負担者であるが、税は通例小作人が立て替えて納め、地主は地代の支払い時にその額を控除する。

小作人が税を地主ではなく消費者に転嫁する場合は、最初に不均等でなければ、その後に不均等になることはない。課税額に応じて価格はただちに一度だけ上がり、その要因による追加的な変動はその後は生じないからである。この課税が不均等である場合には、先に示したように第四の原則には反するが、第一の原則には反しない。国庫に入る税収を超える負担が国民に及ぶことはあり得ても、特定の階層だけに過重な負担が集中することにはならない。それにもかかわらず、セイはイギリスの地租の性質や効果を取

り違えているように私には思われる。彼は次の比喩を示している。「固定評価がイギリス農業の大きいなる繁栄の原因だと多くの人が考えている。それに大いに寄与したことは疑いない。だが、政府が小商人に向かってこう言うとしたら、われわれは何と言ふべきか。『あなたは小資本で限定的な商いをしているので、直接税は軽い。資金を借りて資本を増やし、事業を拡大して莫大な利益を得ても負担は増えない。さらに、その利益を後継者が相続し、いつそう増やしても、評価が据え置かれる以上、後継者もより大きな公的負担を負うことはない』」

その措置が製造業と商業を力強く後押しすること自体は確かだとしても、それは公正で妥当だといえるのか。同様の前進は、ほかに犠牲や負担を強いることなく達成できたのではないか。同時期の英國でも、製造業や商業は、過度に優遇されることなく、むしろ一段と発展していたのではないか。たとえば地主が、勤勉、儉約、技能によつて年収を五、〇〇〇フラン増やしたとしよう。国家がその増分の五分の一を徴収しても、四、〇〇〇フランは手元に残り、なおいつそうの努力を促すはずである。

セイの提案に従い、政府が農家の増加分の所得の五分の一を徴収する場合、この税は農家の利潤にだけ作用する部分課税であり、他の職業の利潤には及ばない。税は収量の

乏しい土地にも豊かな土地にも一律に課され、地代が発生しない土地では地代で相殺することもできない。利潤へのこうした部分課税は最終負担を当該部門にとどめない。事業者は撤退するか、負担分を価格で回収しようとするからである。したがって、地代を払っていない農家が負担を補てんする手立ては生産物価格を引き上げることしかなく、最終的な負担は地主や農家ではなく消費者に転嫁される。

提案されている税が、土地から得られる総生産の量や価値の増加に比例して課税額が引き上げられるのであれば、その実態は什一税と何ら変わらず、負担は同様に消費者へ転嫁される。したがって、課税対象が総生産か純生産かにかかわらず、等しく消費課税であり、地主や農家に対しては、未加工の生産物に対する他の課税と同様にしか影響しない。

土地に税を一切課さず、同額の歳入を別の手段で賄っていたとしても、農業は少なくとも現在と同程度には発展していたと考えられる。土地課税が農業の奨励策になることはなく、適度な税であれば生産を大きく妨げることはないにしても、促進効果は期待できない。英国政府がセイの言うような発言をした事実はない。同政府が、農業の担い手とその後継者を将来の課税から全面的に免除し、追加の財源を他の階層だけに求めると

約束したわけでもない。政府の説明は次の一点にとどまる。「この方式では、土地にこれ以上の負担を課さない。ただし、将来国家的な必要が生じた場合には、別の形で諸君に応分の負担を求める自由は留保する。」

現物税とは、収穫物の一定割合を現物で徴収する税であり、これは什一税、すなわち什一税と同じである。セイは「この方式は一見公平に見えるが、実際には最も不公平である。生産者の前渡し費用を考慮せず、純収入ではなく総収入に比例して課されるからである」と指摘する。二人の農業者が異なる種類の作物を栽培していると想定し、一人は中程度の地力の土地で穀物を栽培し、年間平均の費用は八、〇〇〇フラン、生産物の販売額は一二、〇〇〇フランで、純収入は四、〇〇〇フランとなる。

彼の隣人は牧草地か森林を所有しており、毎年同額の一、〇〇〇フランの収入があるが、支出は二、〇〇〇フランにとどまる。したがって、平均して純収入は一〇、〇〇〇フランとなる。

法律は、土地からの産物に対し、種類を問わず現物で一二分の一を課すと定めている。その結果、ある者からは価値一、〇〇〇フランの穀物が、別の者からは同額の干し草や家畜、木材が徴収された。前者の負担は純所得四、〇〇〇フランに対して四分の一とな

り、後者の負担は純所得一〇、〇〇〇フランに対して一〇分の一にとどまつた。ここでいう所得とは、資本をもとの状態に正確に回復させた後に残る純利益を指す。商人の所得は年間の販売額の総計と一致しない。所得とは、販売額が前もって投じた費用を上回る剰余であり、課税はこの部分に限るべきである。

セイの誤りは、二つの農場で資本を回収した後に残る生産物の価値に差があれば、その分だけ耕作者の純収入も異なると考えた点にある。しかし、農場ごとに支払う地代の水準が異なるという事実を全く考慮していない。同一部門で異なる利潤率が並立することはない以上、資本当たりの産出に差がある場合に調整されるのは利潤ではなく地代である。どんな理由で、二、〇〇〇フランの資本を持つ者にはその運用から一〇、〇〇〇フランの純利潤を得ることを認め、八、〇〇〇フランの資本を持つ者には四、〇〇〇フランしか認めないことが許されるのか。地代を適切に控除し、この種の課税が一次產品や原材料の価格に及ぼす影響も考慮すれば、これは不均等な税ではなく、生産者も他の消費者層と同様に消費者としての範囲内で負担するものと理解できる。